

契約日 令和8年 月 日

長岡市 Microsoft365 (Apps、EMSE3 等) サービス契約書

(甲)

(乙)

長 岡 市
長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、以下の書類の記載内容のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結し、その証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

記

長岡市 Microsoft365 (Apps、EMSE3 等) サービス契約

(目的)

第1条 甲は、乙が提供する「Microsoft365 (Apps、EMSE3等)」(以下「本サービス」という)を利用するものとする。

(サービス内容)

第2条 本サービスの仕様は、別紙サービス仕様書に定める。

(担当者の選任)

第3条 本サービスに関する通知・連絡・確認を行うため、甲及び乙においてそれぞれ担当者を定めるものとし、書面をもって相手方に通知するものとする。

2 本サービスに関する通知・連絡・確認は原則として、この担当者宛に行うものとする。

(契約期間)

第4条 本契約の有効期間は、令和8年9月1日から令和10年8月31日までとする。

2 甲は、前項の有効期間におけるこの契約による給付を当該年度の歳出予算の範囲内で受けるものとし、この契約の経費に係る当該年度の歳出予算に減額又は削除があった場合は、この契約の一部を変更し、又は解除するものとする。

(料金及び支払方法)

第5条 乙が提供する本サービスの料金は、月額金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円を含む。)とする。

2 甲は、本サービスの当該年度分の利用料を別紙料金表に基づき、前払いにより一括で支払うものとする。

3 乙は、別紙料金表に定める対象期間の初月末日までに当該年度分のサービス料金を甲へ請求するものとし、甲は、乙からの適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(甲による監査)

第6条 甲は、本サービスの管理の状況や本サービスの稼働状況に対して定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。但し、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については甲と乙が別途協議の上定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は原則として本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を第三者に下請負しないもの

とする。但し、本サービスの提供のため合理的かつ必要な範囲内で甲の事前の書面による承諾を得ることを条件に下請負を行うことができるものとし、この場合は下請負先の住所・氏名及び下請負の範囲を甲に対し連絡するものとする。

- 2 乙は、甲に対して、前項ただし書の規定により業務の一部を請負し、又は請け負わせた第三者の行為について全責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報)

第10条 乙は、本サービスの提供に関連して知り得た甲が保有する個人情報（以下「個人情報」という）を他に開示、公表及び配布をしないものとし、乙自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは形式及び内容の如何を問わず個人を特定できる情報のうち甲が指定した情報を指すものとする。また、法令に基づき開示が要求された場合であっても通信の秘密に該当する事項については開示、公表及び配布することはできないものとする。

- 2 乙は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。
- 3 乙は、次の各号の場合は、甲の指示に応じ第1項の個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。個人情報の開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分に関しては甲乙が協議の上決定するものとする。
 - (1) 本契約が終了した場合
 - (2) 甲から返還又は破棄要求された場合
 - (3) 本サービス提供のために必要がなくなった場合

- 4 乙は、前三項に規定したもののみならず個人情報の取り扱い及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に従うものとする。

(提供一時停止及び中止)

第11条 乙は、契約期間中は24時間体制で甲に対して本サービスを提供するものとする。

- 2 乙は、やむを得ず本サービスの利用一時停止または中止をしようとするときは、一時停止又は中止される理由、時期、及び期間を甲に通知するものとする。但し緊急やむを得ない場合はこの限りではないものとする。

(契約解除)

第12条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、1か月前に文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与している」と認められる者

(2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

(3) 暴力団員であると認められる者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(6) 法人であって、その役員(その支店又は営業所を代表する使用人を含む。次号において同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

(7) 法人であって、その役員が第3号から第5号までのいずれかに該当する者であるもの

3 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には損害を受けたときは、その賠償を乙に請求することができる。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に違反したため甲に損害を与えたとき、又は乙の責めに帰する理由により本サービスの提供に関し甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

第14条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

<別 紙>

Microsoft365 (Apps、EMSE3 等) サービス料金表

年度	対象期間	価 格
令和8年度	令和8年9月1日から 令和9年3月31日 (7か月分)	円
令和9年度	令和9年4月1日から 令和10年3月31日 (12か月分)	円
令和10年度	令和10年4月1日から 令和10年8月31日 (5か月分)	円